

SEINENHOKORITSUKA 青年法律家

発行 青年法律家協会弁護士学者合同部会
Japan Young Lawyers Association
Attorneys and Academics Section

N525
2014・11・25

〒160-0004 東京都新宿区四谷2-2-5 小谷田ビル5階
☎ 03 (5366) 1131(代) FAX 03 (5366) 1141
青法協H.P <http://www.seihokyo.jp>

朝日新聞問題を考える.....	梓澤和幸
あすわか兵庫支部の一年.....	吉江仁子
橋下市長による労働組合事務所使用不許可処分違法判決(大阪地裁).....	宮本亜紀
職員アンケート不当労働行為確定(中労委)	
最高裁でも原告勝訴～「泉南アスベスト国賠訴訟 最高裁判決」報告～.....	岡 千尋
法曹養成問題の新局面④	
法科大学院制度はもう死んでいる—司法を減ばす天下の愚策.....	向原栄大朗
検証:「新時代の刑事司法」の背景と実像(第4回)	
法制審答申は「40点」では無く、マイナス100点.....	田中重仁
ロースクールの実情と法曹養成	
法曹養成制度の現実.....	石井衆介
プレ研修で修習予定者に何を伝えるか.....	和泉貴士
2014年度第2回常任委員会(広島)を開催.....	青法協弁学合同部会
□地元企画報告「二葉山トンネル建設差し止め訴訟について」	
□決議・声明	



新宿中央公園 東京大行進2014

朝日新聞問題を考える

東京 梓澤 和幸

朝日新聞が揺れている。

三つの問題がおこった。

- 1、従軍慰安婦報道をめぐる
- 2、池上彰氏のコラム掲載の一時差し止め
- 3、東京電力福島第一原発所長吉田昌郎氏の政府事故調による「吉田調書」をめぐる記事の取り消し

の三点である。

事実の経過を簡潔に紹介しつつ、私見を率直に明らかにしたい。

1、従軍慰安婦報道をめぐる

二〇一四年八月五日朝日新聞は朝刊一面で吉田清治氏(故人)の証言を根拠とする朝鮮半島済州島における朝鮮人女性を強制連行の記事一六本の記事を取り消した(八月五日付朝刊記事掲載の杉浦信之・編集担当の論文および八月六日付慰安婦問題を考える特集記事のうち、読者のみなさまへとする囲み記事)。

吉田清治氏(故人)は講演および著書の中で、「済州島で二〇〇人の若い朝鮮人女性を狩り出した」とした。朝日新聞は一九八二年九月二日以降一六本の記事で、この証言をもとに記事を記載した。吉田清治証言の信憑性には、九〇年代から他メディアや有識者から疑問が投げかけられ、朝日

新聞も検証し、疑問は持ったものの一六本の記事の訂正、取消はしなかった。

二〇一二年一月の安倍自民党総裁の批判、週刊誌などの批判が拡がる中で、今年に入って済州島で九〇人もの人々に朝日取材陣が会って取材したが、吉田清治証言の裏付けはとれず、むしろ矛盾する事実も出た。この経過を受けて前述の取り消しとなった。この時点で謝罪は行われなかった。

2、池上彰氏のコラム記事差し止め

ジャーナリスト池上彰氏は「新聞ななめ読み」というタイトルのコラムを朝日新聞に連載していた。二〇一四年八月二九日掲載予定のコラムの原稿で池上氏は、前記従軍慰安婦の報道記事取消の問題を取り上げ、①吉田証言に基づく記事の取消が遅すぎたこと ②謝罪をすべきだったことを指摘しようとした。しかし、これが一時掲載見合わせとなった。コラムは掲載予定の日より一週間後に、池上氏へのお詫びとともに掲載された。報道の自由、言論の自由を標榜する報道機関が、言論の事前抑制という自由への極端な干渉を行ったのである。

いかなる動機で、誰の判断でやったことなのか、木村伊量社長は九月二日の記者会見で、掲載見合わせを知っていた、と述べたが、誰の判断だっ

たのか、明確になかった。

前後の事情から推認すると、謝罪すべきだとの論調を封じ込めようとしたとの動機が推認されるが、朝日新聞からの公式な釈明はまだ見られない。

3、福島第一原発吉田所長の調書をめぐる報道について——誤報ではない

朝日新聞木村伊量社長は九月二日の記者会見で、同紙が五月二〇日に行った所長命令に違反原発撤退とのタイトルの記事を取り消すと述べた。

この記事は、二〇一一年三月一五日、東電福島第一原発の所員の九割が吉田昌郎所長（故人）の第一原発の所内で線量の低いところに退避して待機せよ、との命令に違反して、第一原発から一〇キロメートルのところにある第二原発に撤退していた、という内容であった。

木村伊量朝日新聞社長の記事取消理由は、命令はあったが、所員にはそれが伝わっていなかったから、命令違反で撤退ということは事実に関連する、というものであった。

筆者は、テレビで社長会見を見ていて、「おかしい」「評価や表現の違いで記事を取り消すとは何事か」とまず思った。

五月二〇日の記事の評価のため、朝日新聞の記

事はか、限られた時間で入手できる資料により、知り得た事実をここにまとめてみる。

焦点となる三月一四日夕方から一五日午前にかけて、福島第一原発はどんな状況だったか。三月一日の地震と津波の襲来によって、即日福島第一原発の全交流電源は喪失した。ここが決定的である。原発を冷やし続ける水を送るパワーが断絶するからである。

一号機は三月二二日午後三時四五分、三号機は三月一四日午前二時一分に水素爆発を起こした。一四日夕方はどうな状況だったか。

二号機が危機を迎えていた。原子炉内部の圧力が上がりすぎて水が入らない状態になっていた。一四日午後七時には二号機の燃料棒が全部露出して圧力容器が空だきになった事態であった。東電社長は、第一原発から第二原発への撤退の承認を経産大臣に求めていた（木村英昭著『官邸の一〇〇時間』岩波書店二三三ページ）。

吉田所長は格納容器の破壊がおこり、チェルノブイリ級以上のチャイナシンドローム状態がおこると自覚し、細野豪志首相補佐官にもその旨電話している（九月二日付東京新聞五面、五月二〇日付朝日新聞二ページ）。この最悪の危機の中で、東電本社も吉田所長も（九月二日付東京新聞五面）最低限の要員を残して、第二原発への撤退を考えていた（前述『官邸の一〇〇時間』）。

大切なことは、東電本社が第一原発撤退を考慮しており、九割の所員の移動により、それが一時実現してしまったことである。

一五日午前三時には海江田、枝野、福山副官房長官、補佐官の細野、寺田、管理官の伊藤らを介して首相にその意向が伝えられた（前述『官邸の一〇〇時間』二三三ページ）。

しかし、菅首相は撤退に反対しており、その態度は一五日午前五時三五分に東電本社で菅首相から東電清水社長らに伝えられている（前述『官邸の一〇〇時間』二四五ページ）。

このような流れを受けて、一五日午前六時過ぎから次のことがおこった。

吉田調書内部資料では、三月一五日午前六時過ぎ、二号機方向から衝撃音がし、原子炉圧力抑制室の圧力がゼロになったとの報告が届いた。これが事実の通りだとすると、格納容器の破壊を意味する。所員七二〇人が大量被曝するかも知れないという危機感がおこった。

前夜来の流れからすれば、第二原発への避難、撤退の動きを吉田所長が命令することはあり得た。

中央制御室の線量は上がらず、吉田所長は格納容器は破損していないと判断した。吉田所長は一四日午前六時四二分、第一原発構内の線量の低い場所での待機をテレビ会議を通じて命令した。

しかし、七〇人を残して一五日午前七時頃から九割の六五〇人の第一原発所員は第二原発に移動した。

この大量撤退を吉田所長も知らなかった。

この六五〇人の移動について、海渡雄一弁護士は東電本部の指示ではないかと推測する（『週刊金曜日』一〇月一〇日号二七ページ）が、筆者も同意見である。前記の通り一四日夕方から再三にわたり、東電清水社長から菅首相を含む官邸スタッフに、第一原発に最低限必要な人員を残した撤退の報告と承認要請が表明され、断られていた事実があるからである。

朝日新聞の吉田調書報道は、二〇一二年三月一日以降の、とりわけ第一号機、三号機が爆発し、二号機が空だきになり、吉田所長が何度も死を覚悟し、東日本壊滅を覚悟したという原発爆発の、血も凍る危機と、それを放置して撤退しようという東電幹部の無責任さ、所長命令も無視されてしまうという指揮系統の混乱を明らかにした。この日午前九時第一原発正門では一万一九三〇マイクロシーベルトが記録された。同じ日午後八時四〇分海岸部から山間部に大量の人が避難した浪江町昼曽根トンネルでは三三〇マイクロシーベルト、午後六時四〇分飯館村では四四七マイクロシーベルトが記録された。

すなわち、重大な放射能漏れがあり、人々を汚

染にさらすその時期に、九割の所員が第一原発を去って手薄にしていたのである。残れという命令があったのに、である。命令はあったが所員には伝わっていたとの裏がとれなかったから取り消しという朝日新聞の決定は、以上の事実を闇に葬る暴挙である。

朝日新聞問題は、全体状況の中でいかなる意味をもつか。

たしかに、従軍慰安婦につき、強制力による狩り出しを自ら体験したとする吉田清治証言の信憑性は低く、朝日新聞の、同証言にもとづく記事取消は正しいし、遅きに失したともいえる。

しかし、国連特別報告者クマラスワミ報告や国連規約人権委員会が指摘した性奴隷制が日本軍の管理の下におかれていたとの歴史的事実を否定する証拠が上げられているわけではない。朝日新聞叩きのメディア、政治家たちは、吉田証言にもとづく記事取消をチャンスとして従軍慰安婦という加害がなかったかの如き大キャンペーンを行っている。これは日中戦争、第二次世界大戦中の日本の加害責任を否定する動きの一部を構成している。加えて朝日新聞トップの危機対応の過ちがある。ベトナム戦争のウソを暴くペンタゴン・ペー

パイズのスクープを想起せよ。ニューヨーク・タイムズ副社長ジェームズ・レストンは、これは政府との闘いだ。経営危機を覚悟しよう。困難になれば一階を売って輪転機を上にあげ、各階を売らざるを得なくなれば一四階に上がるようになって闘い続けるのだ、との旨を社内会議で述べた（杉山隆男著『メディアの興亡』文藝春秋社刊五五五ページ）。

戦争前夜にあるメディアが、戦争に向かう権力の前に立ちただかろうとすれば、これだけの覚悟が必要だ。

しかし、吉田所長調書記事取消を前面にすえた木村伊量社長の会見からは、ニューヨーク・タイムズレストン副社長の気迫ではなく、妥協と路線転換の影を私は感じ取った。

朝日の持ってきた影響力は小さくない。その力を殺ぐために今巻き起こる朝日バッシングと元記者への攻撃の中から、民主主義の底知れぬ危機を感じる時代感覚に私は同意する。

あすわか兵庫支部の一年

1 はじめに

二〇一二年四月に発表された自民党憲法改正草案のあまりのひどさと同年末の衆議院選挙の結果に危機感を抱いて、二〇一三年一月、「明日の自由を守る若手弁護士会」(略称「あすわか」)が、結成されました。兵庫支部の結成は、二〇一三年一〇月二五日のことです。同年七月の参議院選挙以後三年間国政選挙がない中で、次の選挙まで沈黙することなく、継続的に発信していきたいという思いで、一〇数名からスタートしました。現在、あすわか兵庫ML(メーリングリスト)の参加者は、二八名になりました(二〇一四年一〇月二八日現在)。

2 活動実績

(1) 街頭宣伝活動

神戸駅前二回、姫路駅前一回。配布物(二〇一三年一月～二〇一四年一〇月)総計 六、五〇〇セット

「耳に届け心に響け朝宣伝」と題して、月一回、駅頭で朝宣伝を行ってきました。

この活動は、言わば私たちの「ストリートパフォーマンス」です。朝の駅頭の雑踏の一つに過ぎないかもしれませんが、「若い人の一生懸命さは、必ず、通行人の心を打つはずだ」と信じて続けていきます。B1サイズのパネルやのぼりを立てて、駅頭をあすわかのステージに見立て、二人の弁士が、五分程度の短いスピーチをします。スピーチに関



2014年5月6日 あすわか劇団姫路公演

兵庫県支部 吉江 仁子
(あすわか兵庫支部 事務局長)



するルールは、「憲法改正の動きに対する警鐘を鳴らす」「生懸命やる」の二点だけ。あとは、弁士の自由です。スピーチをバックに、メンバーが、あすわかのリーフレットにポケットティッシュをスタックして配布します。

活動開始半年頃、集团的自衛権行使容認の閣議決定前の五月、六月頃から、配布物の受け取りもずつとよくなり、「頑張つて下さい」と声をかけてくれる人や、わざわざもらいに来てくれる人、じつと弁士を見つめている待ち合わせの人などが

増えています。

(2) あすわか劇団公演(二〇一三年二月～二〇一四年二月〈予定含〉)

「憲法ができるまで」四回、「せんそうがおきるまで」三回。

あすわか兵庫の活動の目玉ともいうべき、あすわか兵庫劇団の公演です。座付き脚本家Y弁護士の脚本で好評を博している約三〇分のポリティカルコメディです。

(3) 学習会等講師(二〇一三年二月～二〇一四年二月〈予定含〉)

一四回以上。他に、参加弁護士各自の独自ルートの講演あり。

(4) 憲法カフェ(二〇一四年六月～二〇一四年二月〈予定含〉)

【写真上】二〇一四年八月六日 憲法カフェ「浴衣deケンボ」。【写真左】二〇一四年六月二六日 朝宣伝



四回以上。他に、参加弁護士各自の独自ルートでのカフェ講演あり。

(5) 国会議員との対談及び雑誌掲載 一回

(6) ラジオ出演 一回

(7) 地方議会議員との懇談会 一回

(8) 市民団体(非弁護士)の機関紙等への寄稿 二回

(9) ニュースの発行 三回

3 あすわか兵庫の活動の特徴

「無理せず、楽しく、息長く」をモットーに、ローカルに活動しています。朝宣伝は、毎回一〇名前後の参加があります。お互いがお互いのスピーチに「そんなことを考えていたのか」と新鮮に驚いたり、最若手が、抜群のスピーチ力を見せたりして楽しい時間になっています。朝宣伝や劇団公演等の身体を動かし外に発信する活動に参加したり興味を持って、徐々にメンバーが増えていきました。

これからも、自分たちが楽しむことを大切にしながら、国民主権や立憲主義を大切に思う多くの人達と、志をともにしながら、息長く活動を続けていく決意です。

橋下市長による 労働組合事務所使用不許可処分違法判決(大阪地裁) 職員アンケート不当労働行為確定(中労委)

大阪 宮本 亜紀

1 労働組合事務所の市庁舎使用 不許可処分取消し、大阪地裁で勝訴

(1) 大阪市には、市職員で構成される労働組合(非現業職員は地方公務員法上の職員団体、現業職員は労働組合法上の労働組合)が複数あり、市役所本庁舎地下一階に各々の組合事務所があった。組合員にとっては団結の拠点であり、市職員の労働条件と住民福祉を守る組合活動に不可欠な場所である。戦後以来、労使合意を前提に、大阪市財産条例により年度毎の使用許可申請と許可処分の手続きをして、長年継続して使用してきた。

しかし、二〇二二年一月に橋下徹氏が大阪市長に当選、同年二月に就任以後、市職員や労働組合に対して徹底して攻撃を加えられてきた。以前から、ツイッターなどで、公務員や労働組合に対する攻撃・嫌悪を露わにしていたが、最初の施政方針演説において、「ギリシヤをみてください。公務員、公務員の組合というものをさばらしておくと国が破綻してしまいます」と、何らの根拠もなく、労働組合を誹謗・中傷したことは記憶に鮮明である。そして、大阪市交通局職員が勤務時間中に選挙活動を行っていたと発覚するや、これを口実に、労働組合が行う政治活動のいっさいが違法で許されない行為であるかのようにねじ曲げ、

市庁舎内に組合事務所があることが問題であるとして、市議会答弁や記者会見などあらゆる場で、組合事務所の明渡しを公然と要求した。そして、同年二月に、すべての労働組合に対し、行政財産の使用不許可処分を行った。これに対し、市職員の約七割が加入する連合加盟の大阪市職員労働組合(市職)・大阪市労働組合連合会(市労連)等は、退去したが、全労連加盟の大阪市役所労働組合(市労組)・大阪市労働組合総連合(市労組連)は、退去せずに、組合事務所を維持した。

(2) 同年三月、市労連等と市労組連等の各々は、大阪府労働委員会に不当労働行為救済申立てをするとともに、大阪地裁に、不許可処分取消、損害賠償等を求めて提訴した。

またこの間に、橋下市長は、同年二月に、後述の「思想調査アンケート」を強行したほか、厳罰化と評価によりしめつけをはかる職員基本条例案を上程し、同年七月に、職員に対する政治的行為の規制を国家公務員並みに拡大する政治的行為制限条例案、いわゆる便宜供与を全面的に禁止するなどの労使関係条例案を上程するなど、職員や労働組合を支配する政策を次々に強行していた。

それから二年後の本年二月、市労連等と市労組連等の各々の救済申立てに対し、大阪府労働委員会は、支配介入の不当労働行為を認め、再発防止の誓約文の交付を命じる救済命令が出た。

そしてさらに、本年九月一〇日、市労連と市労組連の各々の行政訴訟において、大阪地裁(中垣内健治裁判長)は、組合側全面勝訴の判決を言い渡した。私は、退去せずに闘った市労組連の代理人であったが、傍聴席も満員の法廷で、不許可処分取消と許可処分義務付けが告げられ、損害賠償も認められた時は、法廷全体が喜びで沸き上がり、廊下に溢れていた支援者にも伝播し、皆で裁判所門前に出て行つて、待機していた支援者やマスコミに対して、「勝訴」「橋下市長の組合攻撃を違法と断罪」の旗出しをすることができた。

(3) 地裁判決は、違法性の判断枠組みについて、平成一八年判例(呉市公立学校施設使用不許可事件)を引用し、原則として施設管理者に裁量権があるとしつつ、自治体職員の労働組合が組合活動の拠点として組合事務所を庁舎内に置く必要性を重視し、施設管理者側の庁舎使用の必要性がどのように増大したか、職員の団結権等に及ぼす支障の有無、程度や施設管理者側の団結権を侵害する意図の有無等により、裁量権に逸脱・濫用があるかどうかを判断すべきと示した。

その上で、橋下市長の組合敵視の言動を細かく事実認定しながら、「職員が加入している労働組合に対する便宜供与を二斉に廃止することにより、その活動に深刻な支障が生じ、ひいては職員の団結権等が侵害されることを認識していたこと

は明らかであつて、むしろこれを侵害する意図をも有していたとみざるを得ない」と厳しく批判した。そして、労働委員会命令よりも切り込んだ内容で、便宜供与を禁ずる条例についても、憲法二八条に反する適用違憲の司法判断が下された。その後、橋下市長の専決処分により控訴され、現在は控訴審が始まるところである。

2 思想調査アンケートにつき、 中労委の不当労働行為認定が確定

(1) 労働委員会へ救済申立て

また、橋下市長は、二〇一二年二月に、市職員三万四〇〇〇人を対象に、組合事務所の所属の有無や政治活動への参加を調査するまさに「思想調査」といふべき職員アンケートを実施した。冒頭に、「このアンケートは任意の調査ではありません。市長の業務命令として、全職員に、真実を正確に回答していただくことを求めます」「正確に回答がなされない場合は処分の対象となります」と記載され、橋下市長の署名が付されたことに特徴がある。

市労連等は、同年二月に大阪府労働委員会に救済申立てをした。そして一年余り後二〇一三年三月、府労委は、不当労働行為と認定した。これに対し、橋下市長が中央労働委員会に再審査申



勝訴判決 旗出し

立てをし、本年六月、中労委も不当労働行為を認定して棄却決定した。橋下市長は、臨時市議会にて行政訴訟の提訴議案を出したが、野党の反対多数で否決され、「職員アンケートは不当労働行為」とする中央労働委員会の命令が確定した。そのため、橋下市長は、本年八月に、市労連等に対し、

今後、このような行為を繰り返さない旨の文書を手交し、謝罪した。

(2) なお、市労連等と市労組連は各々、思想調査アンケートの国賠請求訴訟も提起している。これから訴訟も、大阪地裁(中垣内健治裁判長)により、

本年度中に判決が出る予定である。

3 終わりに

大阪市問題と言われる数々の課題に対し、訴訟

等の法的闘いが展開されているところである。青法協会員の方々には、日頃からの支援を感謝するとともに、今後の支援も引き続きお願いしたい。

最高裁でも原告勝訴

「泉南アスベスト国賠訴訟 最高裁判決」報告

大阪 岡 千尋

1 最高裁での勝訴判決の言い渡し

二〇一四年一〇月九日、最高裁判所第一小法廷(白木勇裁判長)は、大阪・泉南アスベスト国賠一陣訴訟(被害者二六人)及び二陣訴訟(被害者三三人)の上告審において、一陣訴訟、二陣訴訟とも国の責任を認める原告勝訴の判決を言い渡した。

2 一陣高裁の不当判決

一陣訴訟は、二〇〇六年五月、提起され、二〇一〇年五月一九日、大阪地裁においてアスベスト被害で国の責任を初めて認める原告勝訴の判決が言い渡された。しかし、翌二〇一二年八月二五日、大阪高裁で逆転敗訴の不当判決が言い渡された。一陣訴訟高裁判決は、労働者や住民の生命・健康

に被害が懸念されるからといって、厳格な規制をすれば産業社会の発展を著しく阻害するとし、国民の命や健康よりも産業発展を優先して、国の責任を全て否定する、それまでの四大公害訴訟、筑豊じん肺訴訟等の被害者救済の流れに逆行するものであった。

原告団弁護団は、直ちに上告し、二陣訴訟地裁で、二〇一二年三月二八日、再び国の責任を認める判決を勝ち取り、二〇一三年二月二五日、大

阪高裁でも、国の責任を認める判決を勝ち取った。二陣高裁判決に国が上告し、一陣訴訟と同じ最高裁第一小法廷に係属していた。

今回の最高裁判決は、最高裁が、アスベスト被害についての国の責任を、初めて判断する判決であり、かつ、一陣高裁と二陣高裁で結論が分かれていたため、最高裁がどのような判断を示すのか全国的に大きな注目を集めていた。

3 本最高裁判決の概要

本判決は、国の規制権限不行使について、一九五八(昭和三三)年から一九七一(昭和四六)年四月二八日までの間について、旧労基法に基づく省令制定権限を行使して、罰則をもって石綿工場に局所排気装置を設置することを義務付けるべきであったとして、国の責任を認めた。他方、一九七一(昭和四六)年四月二八日以降については、国の規制権限行使が著しく合理性を欠くまでは認められないとして、責任を否定した。

そのため、一陣訴訟については被害者二名、二陣訴訟については被害者一名については、就労開始時期が一九七二(昭和四七)年以降であったため、国の規制権限不行使の違法期間外であること理由に責任が認められなかった。

なお、一陣訴訟については原告らの損害額の確

定のために大阪高裁に差し戻された。

4 本最高裁判決の意義

(1) 第二に、最高裁が、司法の最終判断としてアスベスト被害について国の責任があることを明確に認めたことである。二〇〇五(平成一七)年のクボタショック後、国は、過去の対応を検証した問題がなかったとし、二〇〇六(平成一八)年の石綿救済法も国に責任があることを前提としない不十分なものであった。本件訴訟でも国には責任はないと争い続けた。最高裁が、一陣地裁、二陣地裁、同高裁に続き、アスベスト被害について国の法的な責任を認めたことは、国の過去のアスベスト対策や被害者救済及び将来の被害防止対策のあり方の抜本的な見直しを迫る契機となる。

(2) 第二は、本判決は、産業発展を優先するのか(二陣高裁をとるのか)、国民の生命健康を第一とするのか(二陣高裁をとるのか)、国のあり方を左右する問題について、最高裁が、国民の生命・健康こそが至高の価値であり、生命・健康被害を防止するために迅速かつ適切な規制権限を行使する義務があることを明確に認めたことである。

本判決の判断枠組は、全国六カ所の建設アスベスト訴訟、尼崎クボタ訴訟などアスベスト被害で国の責任を追及する訴訟にも当然適用され、勝訴



勝訴判決 旗出し

に向けての追い風となる。

(3) 第三は、石綿工場における国の有効な粉じん対策の怠慢の違法が厳しく指摘されたことである。

本判決によって、①一九五八(昭和三三)年から一九七一(昭和四六)年までの間、泉南地域に限らず全国の石綿工場で就労した労働者に最高裁判

決の射程が及び、国の責任が認められることになる。また、②石綿紡織業に限らず、石綿スレート工場など石綿取扱いの屋内作業についても同様である。その意味で、わが国のアスベスト被害の原点であり、国の怠慢の出発点である泉南の石綿紡織業の健康被害について、最高裁で国の責任が認められたことは、全国に広がったアスベスト被害の司法救済の礎となる。

(4) 第四に、アスベスト被害について国に重い責任が認められたことである。

最高裁は、二陣高裁判決が国の責任の範囲が全損害の二分の一であるとした判断について、国の上告受理申立を排除し、高裁の判決を是認した。筑豊じん肺事件高裁判決での国の責任は、三分の一であり、アスベスト被害について国の責任の範囲を重くみる先例となる。さらに、基準慰謝料額を筑豊じん肺訴訟の基準から各疾病において一〇〇万円増額し、慰謝料の減額事由を一切認めなかった二陣高裁判決の判断が確定した。

5 今後克服すべき点

(1) 最高裁は、一陣訴訟の近隣ばく露者、家族ばく露者、および二陣訴訟の除斥期間の被害者について、上告を受理せず、あるいは排除して審理の対象としなかった。これは、泉南地域では零細

の石綿紡織工場が集中立地し、事業者も労働者も家族も石綿粉じんにまみれて働き、工場外に石綿粉じんが大量に飛散していた実態を見ないものであつて問題である。

(2) また、本最高裁判決は、四七年以降の違法を認めなかった。しかし、一九七二(昭和四七)年以降は中低濃度のばく露による肺がん、中皮腫の罹患の医学的な知見が確立しており、しかも、昭和四〇年代半ばから一九八五(昭和六〇)年にかけて石綿の大量消費が続き、泉南地域の石綿工場においても大量の石綿粉じんが飛散していた。医学的知見や技術の進歩に適合した、迅速で「適時かつ適切な規制権限の行使」という判断枠組からは、昭和四七年以降により厳格な規制である、抑制濃度の強化や特別安全教育の実施と防じんマスクを使用させることを義務付けるべきであつたといふべきであり、最高裁判決の判断は不当である。

これらの本判決の不十分な点については、今後の建設アスベスト訴訟等において、克服していかなければならない。

6 最後に

判決後の一〇月二七日、塩崎厚生労働大臣が、原告に対し、初めて直接謝罪を行った。

提訴から最高裁判決まで八年半が経過し、提

訴時には生存していた原告四名が亡くなった中、遅すぎる謝罪とはいえ、国も早期解決に向けた一歩を踏み出したと評価している。

最高裁判決及び厚生大臣の謝罪とその報道をきっかけに、これまで原告となっていなかった被害者からの相談が弁護士団に寄せられている。これらのすべての被害者の早期救済に向けて、引き続きがんばりますので、ご支援よろしく願います。

(二陣訴訟の上告にあたっては、全国から一〇〇〇名を超える弁護士に上告代理人になっていただいた。青法協会員の弁護士も多数手をあげていただいた。この場を借りてお礼を申し上げます。ありがとうございます。)



〈シリーズ「法曹養成問題の新局面」④〉

法科大学院制度はもう死んでいる

司法を減ぼす天下の愚策

福岡県弁護士会 向原栄大朗

1 はじめに「今起きていること」

法科大学院（以下「LS」という）の志願者すなわち適性試験受験者の激減が止まらない。初年度の平成一五年度は三五、五二一名【*1】だったのに対し、平成二六年度は四、〇九一名【*2】にまで減少した。志願者を九割近く逸走させたことになる。LSを中核とする法曹養成制度が、社会からNOを叩きつけられているのである。

しかも、就職難・若手弁護士の経済的困窮よりは、マスコミの格好のネタにされ、職業としての経済的魅力は完全に失われてしまった。

そんなわけで、今や新卒学生は、LS、そして法曹など視野にいれていない。中には、LSに入学しても中退して就職し、あるいは司法試験合格しておお裁判所事務官・書記官を目指す者が後を絶たないという。LSはキャリアパスの確保もできていない。

LSはもう「死んでいる」。再起の見込みはない。

本稿では、LS制度がなぜかくも無残な結末を迎えたのか、その原因について簡単に考察する。そしてその後、LSがもたらした災禍を再確認するべく、元・LS利用者の視点から筆を執らせていただいた。

2 法曹志願者の激減とその原因は

(1) キャリアの中断

LSでは大学と同じように、飛び石的に授業が行われる。すると一日中LSにいななければならない。夜間LSもあるが、LSの授業には司法試験と無関係のものが少なくないため、旧試験時代のように、受験に必要な勉強のみに集中するというわけにいかない。

しかも、司法試験は三回までしか受験できない（平成二七年度からは五回まで）ため、失権までの間に必要な学習を完遂するだけでも大変であり、受験に無関係なことをしている余裕はない。

とすると、社会人は、LSで司法試験と無関係な作業に時間をとられる傍ら、受験勉強のための時間を確保するために仕事を辞めるしかない。これでは、社会人はうかつに司法試験に手を出せない。

(2) LSの勉強は役に立たない

LSは「実務」家を「養成」する集団のはずだが、そのような体制になっていない。

LS運営の中心に立つのは学者教員であるところ、その多くは、司法試験合格歴がない。実務家としての経験を持つ教員となるとさらに少ない。他方、司法試験に合格し法曹資格及び豊富な実務経験を持つ実務家教員の多くは、非常勤扱いである。つまり、実務を知らず、また、教育のプロ

でもない、しかも司法試験合格歴のない者が多数を占める学者教員が「実務(家)」を「教育」する中心的役割を担うのである。

そのうえLSでは、司法試験の受験指導が禁止されている。

このように、司法試験合格歴・実務経験のない学者が中心となって運営され、司法試験受験に必要な学習が禁じられているLSで、司法試験に最適化された学習方法のノウハウなどあるはずもなく、またノウハウが蓄積される見込みもない。LSの勉強は基本的に役に立たない。

(3) 経済的理由・コストパフォーマンスの悪さ

LSの学生は、LS卒業時点で、平均三四〇万円程度の奨学金債務を負う【*3】。司法試験に合格しても、修習期間中に三〇〇万円前後の貸与金債務が追加される。司法試験一発合格でも、最低六四〇万円の債務を負うことは覚悟しなければならぬ(なお、これ以外にLS時代の生活費もかかる)。

一方で、LS入学から修習修了までは無収入なので、LSに入れば、仕事していれば得られたはずの収入を失うのである。つまりLSの二年+合格発表待ちの半年+合格後修習期間の一年の合計三年半は稼働できないが、大卒平均で年収四〇〇万円程度なら一四〇〇万円は稼げるわけで、LS入学することによりそれだけの損が発生する。

そこまでのリスクを先払いするのに、めでたく合格してもなお、就職難・就職しても給料が下がっているとされ、弁護士二割が年収一〇〇万円以下であるとのことである【*4】。弁護士業の経済的魅力は完全に失われている。普通にみて、LSでカネをかけてまで法曹を目指すことは不合理だと判断されて当然である。

(4) 小括

志願者激減の最大の原因は、キャリアの中断(新卒学生なら新卒資格の喪失)や経済的負担といった多大なリスクを志願者に払わせるLSが法曹養成の中核として鎮座するがゆえに「割に合わない」と見られているからである。つまりはLSが存在することそれ自体が、志願者激減の原因と断じてよい。

3 LS制度がもたらした災禍

「法曹の多様性を失わしめたこと
・有為な人材の逸走

志願者の激減は、LS制度が目指した法曹の多様化とは逆行している。

社会人・非法学部出身者の志願割合が激減していることからそれはわかる【*5】。

それだけではない。前述の通り、LS入学は同時にその先少なくとも三年半の無収入・借金増加を招く。つまりは、それだけの経済的負担に耐え

られる人物以外は法曹を目指せないということになる。旧司法試験では能力のみを選別要素としていたが、LSを中核とする現在の法曹養成制度の下では、経済的余裕という選別要素が存在することになる。

そして、その兆候はもう現れている。筆者は、法教育で中学・高校・大学へとレクチャーに行く機会が多いが、学生らは法曹を目指すことで生じる多大な経済的リスクについて知悉しており、その結果、意識の高い(つまり優秀な)学生ほど、法曹という職を将来の選択肢から外す傾向が強い。

4 結語

それでもなお、日弁連やLS側は相変わらず強気である。日弁連に至っては、未だに「LSは法曹養成の中核」などと喧伝し、LS宣伝活動を強力に助力し続けている。

しかし、LS側が志願者に相手にされない原因が前記の通りLS自身にあるのに、そのように考えようとしないのは、結局、その維持自体が自己目的化しているからである。一方で、日弁連を含む、LS制度推進論者側は、志願者を九割も減らしてなおLSを維持するだけの合理的理由につき、「プロセス」云々といった抽象的美辞麗句を並べ立てるのみで、およそ説得力のない答弁に終始しており、さながら空虚な教義に固執するカルト

宗教の如きである。

このままだと、法曹という職業は有為な人材から更に敬遠され、法曹がこれまで培ってきた紛争解決のための様々なノウハウが承継されず崩れ去ろう。そうなれば、司法の紛争解決機能は失われ、国民から一切信頼されなくなる。LS制度を維持しつづければ、司法崩壊のトリガーともなり得るのである。

志願者を九割も減らすという形で国民から背を向けられているにもかかわらず、未だにその現

実を直視せず、空虚な教義でもってLS制度という宗教を「布教」し続けている日弁連は、同時に司法崩壊を推進していることを早期に自覚し、方針転換されることを切に願ってやまない。

【*1】大学入試センターホームページ 適性試験

の受験者数推移(平成一五年度～平成二二年度)

【*2】二〇一四年「法科大学院全国統一適性試験」実施結果(https://www.jlfor.jp/jsat/pdf/20140707_kekkapdf)

【*3】http://www.nichibenren.or.jp/library/ja/publication/booklet/data/kyuuhipdf_11ページ

第六五期司法修習生へのアンケート結果の回答(日弁連調べ)

【*4】毎日新聞 二〇一三年五月八日

【*5】中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会(第四六回)平成二四年一月三〇日配付資料2-4「法科大学院の現状に関するデータ」二ページ

検証

「新時代の刑事司法」の背景と実像…第四回

法制審答申は「四〇点」では無く、マイナス一〇〇点

埼玉 田中 重仁

1 日弁連会長発言

「青年法律家」五二三号の今井恭平氏の文章によれば、村越進日弁連会長は冤罪被害者の方々との

面談の際に上記答申の内容について「四〇点でもゼロよりまし」(この時点ではまだ法制審での採択前であった)と述べたとのこと。この話は結構流布していたので私も耳にしていたが、直接お聞きになった方の報告を読んで改めてその認識に愕然とする。

村越会長は、答申にはいろいろ問題点はあるが、裁判員裁判対象事件(と、検察独自捜査事件)の取調の全過程が録音録画されるから(他の問題点を差し引いても)「四〇点」と言うのであろう。つまり、他の問題点が盗聴(通信傍受)対象の驚くべき拡大であったり、自分が助かりたいために他人を売り渡す司法取引だったりしても、一括して賛成するだけの成果であると言う意味になる。そうだろうか。

なお、特別部会の答申案は本年九月一八日開催の法制審第一七三回会議にて全会一致で採択され、法務大臣に答申された。

2 「任意性」立証のための録音・録画

今回の答申の問題点は多すぎて触れ始めれば直ぐに本稿の字数制限を超えるので、録音録画の「成果」だけ考えてみることにする。

まず、「可視化」と言わずに録音録画と言うことにする。取調への弁護人の立会という既に韓国で実現しているこの可視化の制度について特別部会は「神学論争」と言って議論の対象にもしなかった。答申は「可視化」と書かずに「録音・録画」と書いている。負の意味で正確なのである。

内容に入ろう。今回の答申の要綱(以下、要綱という)には全刑事事件のわずか二パーセントほどの事件の身柄拘束された被疑者のみの、多くの例外規定を置いた録音録画の制度が書かれている。(ここで私はある集会において鈴木宗男議員が「参考人取調にも録音録画を導入しなければだめだ」と言っていたのを思い出す。)

さて、要綱によれば、検察官が当該調書の取調を裁判所に対して請求した場合に被告人又は弁護人が取調に同意しない場合(要綱では不同意と、証拠とすることに異議を述べたときと書き分けているが、以降区別しない)には検察官は当該書面が作成された取調の開始から終了に至るまでの間における被告人の供述及びその状況を記録した記

録媒体の取調を請求しなければならない、としている。ここで検察官が取調を請求する記録媒体はそれを裁判所に提出すれば裁判所が任意性ありと判断するとの自信のあるものに違いない。その被告人を逮捕する前にどれだけ長く「任意」の形で取調が先行していても(足利事件や志布志事件を見よ)、その調書作成の取調に入る前にどれほどの長き身柄拘束期間があっても(死体遺棄容疑で逮捕勾留し、その後殺人容疑で再逮捕勾留することは日常的であり、まったくの別件逮捕も存在することは常識である)、逮捕後その調書の作成を始める前に何十回も過酷な取調があっても、そのことと無関係にその取調請求した調書の作成の取調の開始から終了までの録音録画の記録媒体を証拠請求すれば良いのである。検察官がその調書作成についての記録媒体を証拠請求するときは裁判官が「任意性あり」と判断するに違いないものを提出することは当然である。まさに任意性立証のための録音録画である。検察官はかような自信のある記録媒体がある場合(後述の広範囲な例外にあたらない場合であるが)のみ自白調書を証拠請求するに決まっている。

3 驚くべき広範な例外規定

さらに要綱の録音録画をしなくて良い例外規程

を読むと、その多さと安易さに驚く。一番目が機器の故障その他の事情で記録することが困難と認める場合である。今時「機器の故障」を理由にするとは恥ずかしい限りである。故障していない機器をそろえてから取調をすれば良いだけである。

二番目が「被疑者の拒否」である。被疑者の意思を二〇〇パーセント無視して身柄拘束しておいて、こっただけ被疑者の意思を尊重するとは全くの背理であるし、被疑者が「録音録画を拒否した場合の録音録画」が求められてもいない。被疑者が真実録音録画を拒否したとの捜査官の説明をどのように検証するのか。「記録したならば十分な供述をすることができないと認められたならば記録しなくても良い」という制度は「記録しなかったことによつて十分な(任意性のある)供述がなされた」という評価を導くことが想定されている」とする当弁学会同部会の第四五回総会における意見書は正鵠を射ている。まさに、不十分な「四〇点」の新制度ではなく、有害な新制度なのである。

4 逮捕・監禁下での調書に任意性は無い

そもそも身柄拘束中に作成された調書には全て任意性はないと考えなければならぬと私は思っている。民事事件で原告が被告を監禁して被告に

不利益な被告名の陳述書を作成し、署名押印させたとして、その陳述書について、裁判官は証拠採用するはずがないだろう。私人による違法な監禁であろうが、捜査官による令状の執行という合法的な監禁であろうが、監禁された者が自由を奪われ、仕事に支障を来し、碌に家族・友人とも会えず、相談もできない点では同一である。加えて捜査官により逮捕・監禁された者は、それだけで仕事と信用と名誉を失う差し迫った危険状態が付け加わるだけに、一層心理的負荷は大きい。

つまり、身柄拘束中の被疑者の供述調書は全て任意性が無いが、百歩譲っても「任意性に疑いがある」のである。この調書について弁護人が「取調に異議が無い」としたときに初めて任意性に疑いがあつた状態が法的に解除されて、証拠能力が付与されるべきである。

弁護人が当該調書の取調に異議を述べると言うことは、その被告人が現時点ではその調書に書かれていることと異なることを述べている状態である。被告人調書は被告人本人ではなく、捜査官が書く。その調書に署名指印した被告人本人が法廷で当該調書の内容と異なる事を述べているのだから、検察官があれこれ理屈を付けてその被告人調書を証拠申請することを許さず、他の証拠によって立証させるよう立法すれば良いだけなのである。新時代の刑事司法制度はかような制度を構築

すべきなのである。これは一〇〇〇件ほどの刑事弁護を担当した私の実感である。

5 毒入りの「肉と野菜」

このように見てくると今回の法制審の答申の点数は〇点から一〇〇点の範囲で評価すれば「四〇点ではなくゼロ」であるが、前記弁学会合同部会意見書の「有害」との評価から見れば「マイナス一〇点」と言うべきである。

また、「青年法律家」五二二号において立松彰氏が特別部会の宮崎誠日弁連推薦委員の「肉や野菜だけでなく、毒饅頭も出されている。肉や野菜しか食べないという訳にはいかない」という日弁連理事会発言を紹介している。そうすると、この食事を摂った者は美味しくて栄養のある肉や野菜を食べた後に毒饅頭を食べて死亡する事になる。なるほど、宮崎氏はこの食事を摂った者が死んでしまうことを「正しく」見ていたことになる。ところが前記の通り、宮崎氏が「肉と野菜」と表したのである。「録音・録画」は、「毒肉・毒野菜」だったのである。つまり、「毒饅頭」まで到達する前に死亡してしまふのである。ここで死亡するのは「人権」ではないのか。

私達は特別部会の日弁連の推薦委員が要綱に賛成したことを断じて許してはいけない。

青法協弁護士学者合同部会設立40周年記念誌

人権の砦として

—弁学会合同部会40年の軌跡—

それぞれの時代の部会に属した諸先輩の生き生きとした活動が豊富に語られ、過去40年のさまざまな教訓が惜しみなく盛り込まれています。

本記念誌に綴られた青法協の歴史と会員の活動は、その一つひとつに、憲法の平和的・民主的条項擁護の旗を高く掲げ、人権侵害の被害者とともにあってその救済をはかり、新たな課題に果敢に挑戦するという青法協の“魂”というべきものを教えられ、人権活動に取り組む弁護士・研究者必携の書です。

●お支払方法：郵便振替（手数料はご負担下さい）●後払い

青年法律家協会弁護士学者合同部会

TEL. 03-5366-1131 FAX. 03-5366-1141 e-mail bengaku@seihokyo.jp

人権の砦として

—弁学会合同部会40年の軌跡—



青年法律家協会弁護士学者合同部会 編

B5版・280ページ
定価2,500円（税込）

法曹養成制度の現実

福岡
石井 衆介

1 はじめに

私は、大阪出身で、関西の私大ロースクールを卒業し、大阪で司法修習を終えた後、今年一月から福岡で弁護士をしています。

今回、法曹養成制度に対して意見を述べる貴重な機会をいただきましたので、自身の経験を踏まえ、ご報告いたします。

2 ロースクール進学を決めた日

私が弁護士を目指したのは、法学部三回生の冬です。

それまでも弁護士に対する憧れは漠然とあったものの、弁護士になるなんて自分には無理だと考え、目を背けていました。

そんな折、身近で起きた労働問題をきっかけに、弁護士という職業の魅力に改めて気づきました。ちょうどロースクール制度が始まったところで、卒業すれば七割ぐらいの受験者が合格できるというふれ込みでしたし、ここで挑戦しなければいつか必ず後悔すると覚悟を決め、両親に進学の希望を打ち明けました。

両親は、「まさかうちの子が」と、とても驚いていましたが、それと同じくらい喜んでくれました。弁護士は世の為、人の為になる仕事だ、息子が弁護士になってくれるなら、老後の蓄えを引っ張り出してでも応援するとまで言ってくれた両親の笑顔を、今でも覚えています。

その時、自分は絶対弁護士になるんだと心に誓いました。

3 ロースクールでの生活

(1) 学習面

私がロースクールに入学したのは、二〇〇九年四月です。

法学部出身ですが、進路決定時期がずれ込んでいたこと、それまで興味をもって勉強してきたのが、労働分野と政治学関連だったことから、基礎固めのため未習コースを選択しました。いわゆる「隠れ未習」と呼ばれる部類です。

当時ロースクールは、制度改革の盛り上がりも一段落し、卒業生の質、法曹人口の増加など様々な弊害が指摘され始めた時期でした。それでも、今と比べれば学生の数も圧倒的に多く、特に未習コースでは人材も多様だったように思います。具体的には、理系を含む他学部出身者、社会人、主婦、旧司法試験ベテラン受験生など、年齢も経歴もバラバラの五〇名ほどの学生達が、一つの教室で授業を受けていました。

三年間のロースクールの授業スケジュールは、法学部で一通り勉強したはずの私ですら追いつけないほど、ハードなものでした。

特に一年目は、基本となる六法と行政法に

ついで、重要判例と基本的な学説を詰め込まなければならず、この段階で躓き、そのままフエイドアウトする人も一人二人ではありませんでした。授業を担当する教授も、そもそも授業だけで全てカバーするつもりは毛頭無く、授業は学生の理解を手助けするものというスタンスの方が多いように感じました。

幸い私は、自主ゼミを組む仲間に恵まれ、判例の読み方、学説の対立、答案を書く際の形式的注意などを学習する場があったので、何とか食らいつくことができましたが、これでは何のためのロースクールか分からないと何度とも思いました。

二年目以降、ロースクール間の競争は激化し、司法試験合格率の低迷や入学志望者数の減少を受け、単位認定の厳格化が進みました。ロースクール制度そのものに関する懐疑的な意見が一層強くなったのも、この頃ではないでしょうか。予備校に通う学生や進級のための単位の取得に追われる学生が増え始め、各自の経済的、肉体的及び心理的な負担は相当なものだったと思います。

結局、私がロースクールに在籍した間、母校の司法試験合格率や入学志望者数は、一向に改善されませんでした。卒業後、入学志望者数が定員割れになったこと、クラス数が三

分の一になったこと、自習室に人気が無く閑散としていたこと等を聞き、卒業生として残念ではありましたが、あの授業内容と結果であれば、やむを得ないというのが正直なところでした。

(2) 金銭面

私は、両親の同意を得たものの、既に大学を出ておりこれ以上負担をかけたくなかったため、なるべく自分で奨学金を借りてロースクールに通うことを希望しました。

しかし、私大ロースクールは、授業料だけで年間約一五〇万円かかります。

さらに、通学費や教材費、生活費が別途かかるので、日本学生支援機構の奨学金を基本にしながらも、両親から経済的援助を受けざるを得ませんでした。

私大でなくとも、多くの学生が奨学金を利用しなければならなかったため、ロースクール卒業時の平均借金額は、一人あたり約三〇〇万円と言われていました。

金銭面の問題は、学生たちの最大の関心事です。

私のように、両親からバックアップしてもらえる者は、むしろ恵まれている方です。一人暮らしをしながら、奨学金と貯蓄等でやりくり

している方がたくさんいました。また、援助を受けられても、負担をかけて家族の中で肩身が狭いと、受験回数を自主的に制限した人もいます。

また、ロースクールの卒業できたとしても、司法試験に合格できなければ生活の見通しが立たないことから、在学中に公務員試験を受けておくという人は少なくありません。

こういった選択を第三者の目から見れば、司法試験を受けるためにロースクールに入ったのに、本末転倒だと思われるかも知れません。しかし、平均合格率二〇パーセント、ロースクール卒業時の借金三〇〇万円という数字は、職業選択の際、当事者に重くのし掛かる現実なのです。

金銭面でいうと、司法修習生の給費制が廃止されたこともショックな出来事でした。

将来無くなるかも知れないという報道がなされたときも、「こんなに借金があるロースクール生に、そこまで嫌がらせするか」と笑っていました。あれよあれよと言う間に本当に廃止されてしまいました。

その結果、司法試験を受けなくても三〇〇万円の借金、司法試験に合格すれば司法修習と合わせて六〇〇万円の借金、という二択を迫られることになりました。これにより、司

ロースクールの実情と 法曹養成

やっとの思いで司法試験を乗り越えて、その先に残るものは、学部時代の奨学金も含めた何百万円もの借金、そして法曹人口増加に伴う就職難と不景気です。そもそも就職できるのか、どうやって借金を返済していけば良いか、皆頭を抱えています。

これらに共通する問題は、当事

者への配慮が欠けており、法曹を「養成する」ことが十分に意識されていないということです。

4 法曹養成制度に対して思うこと

当事者の目から見たとき、現実には、当初予定された制度からかけ離れたものでした。

立派なハコと有名な教授を揃えて、肝心の授業内容やカリキュラムが人材育成の観点から十分検討されず、授業料は高額なのに、学習は個人の能力、自己責任に委ねられています。

入学者数と司法試験合格者に大きな開きがあるため、努力しても報われる者は少数という仕組み、しかも、残りの卒業生に対して受け皿は用意されていない。そのため、受験に集中することすらままなりません。

このような現実を目を向けたとき、ロースクール進学希望者が当初の一〇分の一になったことは、当然の結果だと思います。私自身、三回生の時に、これほど険しい道のであることを知ったら、弁護士という選択はしなかったかも知れません。

私は、ロースクール、新司法試験及び司法修習を経験する中で、十分な素養と高い志を持った方々にたくさん出会いました。

しかし、その中で夢を叶えられたのは、ごく一部です。多くの方々が、時間を奪われ、あるいは自尊心を傷つけられ、多額の借金により人生を狂わされました。その責任は、一体誰が取るのでしょうか。

法曹養成制度は近い将来、法曹の数と質を確保するために、より抜本的な改革を迫られることになると思います。

その際には、そこで学び、将来法曹になることを夢見ている若い世代がいることを自覚し、彼らの人生を左右することに責任を持つて、取り組んでいただくことを強く願います。

青年法律家協会 創立50周年記念

『平和と人権の時代』を拓く

青年法律家協会弁護士学者合同部会[編]

青年法律家協会会員が近年取り組んできた平和、人権、民主主義、司法の民主化と権利救済の取り組みは、人権擁護と日本の司法の民主化に大きな影響を与えている。50周年を機にその取り組みの集約と改憲の動きに抗した実践的理論を指し示す。法曹志望者には必読。

◆好評発売中 A5判 定価2835円(税込) ISBN 4-535-51415-1

日本評論社
<http://www.nippyo.co.jp/>

プレ研修で修習予定者に何を伝えるか

東京 和泉 貴士

プレ修習生を一名預かることになりました。私

が指導担当ということになりましたので、三日間という短い期間で何を伝えたら良いだろうと悩みました。ひと通り、事件や相談を見てもらったあとで、人権問題に関わる弁護士が、困難な裁判で勝つためにどんな努力をしているか、説明しようと考えました。以下は自分の手控えですが、折角書いたので投稿したらどうかという諸先輩方の勧めもあり、このような形で投稿することとしました。

1 裁判は情報戦

まず、どうすれば勝てるかという事を考えるためには、裁判とは何なのかを定義づける必要があ

ります。極めて当たり前なのにあまり共通認識になっていない事です。一言で言えば、裁判は情報戦です。

相手より多くの情報を集め、切れるカードの枚数が多い方が、少ない方に対して圧倒的優位に立つ。孫子も「敵を知り己を知れば百戦危うからず」と言いますが、裁判だって同じこと、あらゆる情報を広く集めることは古今東西の喧嘩の基礎です。

では、どのような情報をいかにして集めるか、少し詳細に説明します。

2 事実

こちらにとって有利な事実を数多くあげることができた者が、少ない方より勝率が高まること

は、誰にとっても自明のことでしょう。

「事件は会議室で起きてるんじゃない、現場で起きてるんだ」というドラマの名セリフがありましたが、全くもってその通りです。現場に行かず、事務所に着て客を呼びつけて話を聞くだけの弁護士、出かけるのは裁判所と銀座だけという弁護士では事実を集められず、また、事実を集めるために必要な依頼者からの信頼を得ることができません。

私自身も書面は足で書くというのがモットーとして、学校に半日潜り込んで職員さんと一緒に仕事をしたり万歩計で移動距離を測ったり、バスの運転手さんと一緒に朝五時からバスのルートに乗用車で走ってラップタイムを計測したり、いろいろやってきました。現場は事実の宝庫ですから、難易度の高い事件では必ず現場を見るべきです。

3 理論研究

要件事実を破壊するためには、理論研究が不可欠です。簡単な事件であれば、裁判所が決めた事実認定のルール、いわゆる要件事実に沿ってマニュアル的に事実を並べていけば勝てます。つまり、1の事実収集レベルで勝てる。しかし、ガチンコの勝負や、過去の裁判例の判断枠組みどおりにたたかっても勝てない事件では、その枠組み、つまり、要件事実を破壊する必要があります。

私が所属する八王子合同法律事務所で行うことの多い過労自殺事件についていえば、大昔は遺書があればそれは「覚悟の死」であって労災は認められませんでした。しかし、精神医学が発達していく過程で、遺書があっても精神障害が死の結果に影響を与えていると思われるケースが多数存在することが明らかにされ、最終的には遺書の有無を重視する判断枠組みは否定されました。このように、予め決められた要件事実を破壊し、再構築するためには、法律や他分野に関する理論研究が不可欠です。

理論研究で大事なものは、最新の情報に常に触れていること。例えば、労働事件に関心があるのであれば、判例時報、判例タイムズ、労働判例、労

働法律旬報などで最新判例や理論、外国裁判例の動向は適宜チェックしておくべきですし、労働弁護団など法律家団体のメーリングリストで議論されている内容はある程度おさえておく必要があります。また、医学など他分野についても、気になる分野についてはアンテナを立てておく必要があります。

4 活用できる社会的資源の所在、人脈

事実と理論で勝負するということは、それなりの腕の弁護士であれば意識していることですが、現実にはそれだけでは勝てないことがあります。

現在ある制度ではどう裁判をしても救済されないケースがあります。このような場合には、裁判を起爆剤にして社会全体の価値観や政策形の転換を求めることが必要となります。世論を味方につけることが必要となる訳ですが、依頼者が来てから慌てて味方を探すようではもう遅い。結局、提訴時に裁判所の記者クラブで記者会見するのが精一杯ということになってしまふ。

自分の得意分野であれば、誰に支援を求めれば傍聴席を埋めることができるかは予め知っておくべきですし、普段からそのような事を念頭に置いて人付き合いをすべきです。また、報道関係

者についても、お付き合いのある記者さんとは日常的に情報交換をできる関係を作っておくべきです。対行政の場合には政治家とのお付き合いが威力を発揮します。

5 社会の風向きを嗅ぎ分ける

自分の得意分野であれば、過去五〇年程度の歴史はある程度学んでおくべきです。私自身は社会保障や労働運動の歴史については極力情報を仕入れるようにしています。

自分が担当している裁判について、歴史的にみてどのような意義があるのか、依頼者に説明する事ができれば、依頼者は海図のない航海を走らせる不安から解消されるでしょう。また、そういったマクロな視点から、主張立証の力点を考えることは重要です。

短いスパンでの社会の風向きを把握することも重要です。逆風が吹いているからこは踏ん張りどころだとか、イケイケだから今すぐ提訴すべきとか、自分の仕事に緩急がつけられます。また、今優先すべき重点課題が何なのかを知ることができます。情報収集には、FacebookやTwitterが有効です。どちらも自分の気になる人をフォローして行けば、自分専用の日刊新聞を作ることがで

きます。また、経済誌も短いスパンでの社会全体の動きを俯瞰するためには有用です。

6 人生について考える

人生について、自分なりに確固とした想いであったり理念を持つことは重要です。

多くの依頼者は人生に疲れて弁護士のもとに來ます。そういった依頼者と心を通わせ、依頼者の心をつかむためには自分自身が、人が生きるということに関する深い理解を持つことが必要です。また、証拠不足などどうしても難しい事件の場合には、不成功という結果をいかに受容するかという困難な問題が生じます。それらの問題について逃げずに受け止め、依頼者の心を掴むことができれば、事件の四割くらいは成功したということもできるでしょう。

個人的には宗教書なども意識的に目を通すようにしています。

7 司法修習で何を学ぶか

さて、2〜6のいずれについて、司法研修所は教えてくれるのでしょうか。

正解は、ゼロだと思います。残念ながら、裁判

は情報戦であるというもつとも当たり前のこと自体、意識することのないまま大多数の修習生は卒業するでしょう。

日本の教育の弊害ですが、優秀な人を選抜して役人することに力点が置かれているため、司法修習は、裁判官の適性を判断することを前提にカリキュラムが組まれているように思います。しかし、優秀な裁判官になれば優秀な弁護士になれる訳ではなく、努力の方向性がもとと異なる事を理解する必要があります。

そういう状況で、優秀な弁護士になりたいと思う人に修習中に何を学んで欲しいか。

うーん……、自習。現状ではそれしかないでしょう。

先に挙げたようなことを念頭に、自分なりに本を読んだり、現場で活動する人と仲良くなるしかないと思います。社会がどのように動いていて、今何が起きているか、それを知ること。修習生は毎年七月集会というさまざまな社会問題を取り上げて、討論するイベントをやっていますから、そういう場所に入っていくって、情報を得たり、仲間を見つけて刺激を受けたりするものいいでしょう。

それから、願わくば、時間に余裕があるうちに、普通の庶民的な暮らしの中に入っていく経験をしてほしい。私は地方の小さなボクシングジム

で、カバン屋さん、肉屋さん、ネーム屋さん、蒲焼屋さん、洋服屋さん、銀行員、海上保安庁職員、鳶職、造船工場作業員など、いろんな人の知遇を得ました。特に、子どもの頃から進学校なんてコースの人は是非そういう体験をしてほしいです。

以上が、私が、自己の経験や自分自身に課しているトレーニングをもとに作成した、私なりの人権派弁護士のあるべき姿です。なかなか実務についてみないと分からない部分もあるのですが、ブレ研修生が夢ややりがいを持つてくれるよう、熱く語ってみたいと思います。



青年法律家協会弁護士学者合同部会◎決議・声明

安倍首相による戦犯追悼に抗議する決議

1 安倍晋三首相は、二〇一四年四月二九日、和歌山

県高野町の高野山奥の院にある「昭和殉難者法務死追悼碑」で行われたA級戦犯を含む元日本軍人らの法要に、自民党総裁名で哀悼の意を伝える書面を送った。この法要は、陸軍士官学校OBらでつくる「近畿偕行会」と「昭和殉難者法務死追悼供養碑を守る会」が共催したものであるが、この二つはいずれも東京裁判によるA級戦犯の処罰に反対し、「東京裁判史観の払拭」を旨とする団体である。

安倍首相は書面に「今日の日本の平和と繁栄のため、自らの魂を賭して祖国の礎となられた昭和殉難者の御霊に謹んで哀悼の誠をささげる」と記し、司会者が読み上げた。また、昨年の法要でも自民党総裁名で書面を送っていた。

2 自民党総裁という肩書きでの送付であるからといって、首相としての責任がなくなるわけではない。侵略戦争遂行の責任者であるA級戦犯らを追悼する法要にA級戦犯の功績を讃える書面を送付する行為は、かつての侵略戦争を美化するものであって、憲法の定める平和主義（前文、九条）を突き崩

すという点で看過できない重大な問題がある。

安倍首相は、昨年二月二六日には、侵略戦争の精神的支柱となっていた靖国神社に、現役的首相としては七年ぶりに参拝し、侵略戦争の反省の上に、アジア諸国との平和・共生・繁栄の道を歩むという日本が求められている外交姿勢を否定するに等しい行為をとった。今回の行為も同じく歪んだ歴史認識に立つての行動であり、現在の日本のよって立つ「先の大戦の反省のものと平和主義」を根本から否定するものであるとともに、アジア諸国との友好関係に決定的な亀裂を生じさせるものであって、到底

佐賀空港へのオスプレイ配備に断固抗議する決議

1 安倍政権は、二〇一四年七月一日に集団的自衛権行使容認を閣議決定した。中期防衛力整備計画では一八年度までに陸上自衛隊に米軍の新型輸送機オスプレイ一七機を導入する方針が打ち出され、一九

許されるものではない。

3 安倍首相は、同書面の中で、「恒久平和を願い、人類共生の未来を切り開いていくことをお誓い申し上げる」と述べているが、そうであるならば、侵略戦争を真摯に反省する姿勢を貫くことこそ求められる。

青年法律家協会弁護士学者合同部会は、安倍首相による本書面の送付に対して厳重に抗議するとともに、今後、戦犯らの追悼行事に関与することのないよう強く求める。

二〇一四年九月二日

青年法律家協会弁護士学者合同部会
第二回常任委員会

の際には実働部隊を戦地に運ぶことが想定されている。

しかしながら、憲法九条の下で個別的自衛権を超える武力の行使を許す解釈の余地はない。歴代内閣が一貫して踏襲してきた解釈を変更する集団的自衛権行使容認の閣議決定は、憲法解釈の体をなしておらず、憲法の法規範性を否定するに等しい暴挙である。このように、明らかに違憲である集団的自衛権行使を目的とするオスブレイ導入は断じて許すことはできない。

また我が国の航空法では、安全確保のためオートローテーション能力のない回転翼機の飛行は禁止されており、オスブレイは同法の安全基準を満たしていない。オートローテーション能力の欠如は、米海兵隊や製造者も認めるところであり周知の事実である。

自衛隊法は自衛隊機への航空法適用を除外するが、平成一九年一月五日に当時の防衛庁が改正した「航空機の安全性の確保に関する訓令」付属書には、着陸に関し回転翼機は「全発動機が不作動である状態で、できる限り自動回転飛行により安全に進入し及び着陸できるものでなければならない」と明記されており、航空法に準じた安全基準を充足することが求められている。これは、自衛隊が「国民の命と暮らしを守る」ために存在することから当然と言える。民間航空機の安全基準すら満たすこ

とのできない危険な機体を自衛隊が使用し、これにより「国民の命と暮らしを脅かす」ことがあつてはならないのである。航空法の定める安全基準を満たしていないオスブレイを自衛隊に導入することは決して許されない。

さらに、オスブレイは米海兵隊が他国侵略に用いるために開発された機体である。文字通り「自衛」がその役割であるはずの自衛隊が、侵略のための機体を配備する理由はない。政権は島嶼防衛をオスブレイ導入の理由に挙げるが、長距離を高速で飛行し、大量の兵員を輸送できるオスブレイは他国の領土を侵略する場面においては極めて有効な機体であるが、自国防衛にいかなる役割を果たせるのかは必ずしも明らかにされていない。オスブレイ配備を強行しようとする姿勢の裏には「自衛」とは別の目的が隠されていることが強く懸念される。

「自衛」より「侵略」において威力を発揮するオスブレイは、我が国の平和主義と本質的に相容れないものであり、自衛隊の導入には断固反対する。

2 二〇一四年七月二三日、安倍政権は、暫定的に米軍普天間基地のオスブレイを佐賀空港へ移転する案を示し、佐賀県知事に対し検討を要請したが、米軍側が移転に難色を示したことから移転案は宙に浮いた形となった。この移転案は地元に対し事前の打診もないまま唐突に発表されたことから地元住民らの困惑は大きい。政権は、沖縄の基地負担

軽減のためとするが、海兵隊部隊を残したままでオスブレイだけを県外に移転できたとしても根本的な基地負担軽減には繋がらない。沖縄県知事選が一月に迫る中で、基地負担軽減の実績を造らんとする政権の焦りが伺える。

オスブレイが普天間基地に配備される際、日米両政府の間で、できる限り学校や病院などの人口密集地上空を避けて飛行することや夜間飛行や回転翼を上に向けて基地外を飛行することを制限することが合意されていた。しかしながら、沖縄県や周辺市町村による調査では、配備からの二か月間で三二八件もの合意違反が確認されている。また防衛省のまとめによると、夜間飛行を制限する合意がなされているにも関わらず、普天間基地への午後一〇時以降の着陸が六〇回に及んだことも明らかとなっている。さらにオスブレイの回転翼が発する低周波音については近隣住民から不安感や不眠などの心理的影響が報告されているほか、振動による建具のがたつきなど物理的影響も指摘されており、沖縄県からは、環境省が目安とする数値を超える低周波音が確認されたとの調査結果が報告されている。現在、国内各地でオスブレイ飛行訓練が計画・実施されているが、これらを実現しても沖縄の基地負担軽減には繋がらない。さらに同様の被害を全国各地に拡散することは避けなければならない。

米軍基地を国内に置く限り、沖縄をはじめとす

二〇一四年九月二日

る日本各地の基地負担はなくならないのであって、根本的解決を図るためには米軍の完全撤退を実現させるほかはない。我々青年法律家協会弁護士学者合同部会は、日本国内での米軍オスプレイ訓練実施に強く反対するとともに、米軍基地の速やかな無条件返還を強く要求する。

青年法律家協会弁護士学者合同部会
第二回 常任委員会

「新たな刑事司法制度の構築」に関する法制審議会の 法改正要綱に反対する議長声明

1 二〇一四年九月一八日、法制審議会は、「新たな刑事司法制度の構築」に関する法改正要綱（以下、本要綱という）を全会一致で採択し、法務大臣に答申した。法務省は来年の通常国会に刑事訴訟法等の改正案を提出する方針とされている。

本要綱は、「新たな刑事司法制度を構築するための法整備」として、①取調べの録音・録画制度の導入、②捜査・公判協力型協議・合意制度及び刑事免責制度の導入、③通信傍受の合理化・効率化、④身柄拘束に関する判断の在り方についての規定の新設、⑤弁護人による援助の充実化（被疑者国選弁護制度の拡充）、⑥証拠開示制度の拡充、⑦犯罪被害者等及び証人を保護するための方策の拡充、⑧公判廷に顕出させる証拠が真実なものであるこ

とを担保するための方策等、⑨自白事件の簡易迅速な処理のための方策を「一体としての制度」として法整備することを求めている。

2 しかしながら、本要綱は、「時代に即した新たな刑事司法」を指すと謳いながらも、その本質、狙いが捜査権限の拡大、治安維持の強化にあることは明白であり、冤罪防止、被疑者・被告人の適正手続保障への配慮は完全に無視ないし形骸化されてしまっている。

本要綱は、憲法違反であることが明白である通信傍受法（盗聴法）の対象の拡大、被疑者・被告人の適正手続保障の弱体化をもたらすビデオリンク方式による証人尋問の拡充、誤判の危険性が高まる司法取引制度の導入など、誤判、冤罪防止とは

全く観点の異なる制度を「一体として」法整備することを求めており、そこには、憲法が保障する適正手続保障の理念、黙秘権をはじめとする刑事手続上の人権保障の観点が全く欠如していると言わざるを得ない。

他方で、冤罪防止の観点から注目されていた取調べの録音・録画制度は、憲法上極めて重要とされる黙秘権保障、取調受忍義務の問題を当初から議論の枠外に置いて議論が進められた結果、対象事件が極めて限定された上、例外事由も捜査機関による恣意的運用を許しかねないほど広範に認められてしまっている。

3 そもそも、本要綱は、厚生労働省郵便不正事件（いわゆる村木事件）などの冤罪事件や同事件にまつわる検察の不祥事を契機として、二〇一二年六月に法務大臣が諮問した「時代に即した新たな刑事司法制度に関する諮問九二号」に基づいて法制審議会が「新時代の刑事司法制度特別部会」（以下、特別部会という）を設置したという経過があり、こうした経過からみて、特別部会では誤判や冤罪の防止、なかんずく違法・不当な取調べの防止など糾問的な取調べに依存した捜査・公判の在り方の改善をめぐる議論がなされることが国民的に期待されていた。

しかるに、特別部会での議論は、こうした国民的期待に反し、法務官僚、警察官僚とそれに同調する一部の刑事法研究者らの主導により捜査権限

の拡大、治安維持の強化の方向に議論が進められ、二〇一三年一月には「時代に即した新たな刑事司法制度の基本構想」（以下、「基本構想」という）が公表され、その「基本構想」に示された理念と制度設計の枠組みに従い、作業分科会における検討を経て、二〇一四年七月九日、最終的な取りまとめ案が全会一致で承認され、これを受けて法制審議会において本要綱が承認されるに至ったものである。

4 結局のところ、本要綱が示している刑事司法制度は、本来の目標であったはずの誤判・冤罪防止から捜査権限の拡大、治安維持の強化に大きく舵を切ったものであることは明白である。

当部会は、この間、こうした特別部会の議論を批判的に検証し、二〇一四年二月に、『基本構想』に基づく『新時代の刑事司法制度』の立法化に反対する意見書』を公表し、さらにその後出された「事務当局試案」（二〇一四年四月三〇日）及びその「改訂版」（二〇一四年六月二三日）に基づく最終的な取りまとめに対しても、『事務当局試案』に基づく『新時代の刑事司法制度』の立法化に反対する意見書』（二〇一四年六月二九日）を公表してきたところである。

5 捜査権限の拡大、治安維持の強化は、日本国憲法が保障する諸価値への攻撃に他ならず、今回の要綱は、憲法「改悪」、特定秘密保護法、国家安全保障基本法案、新防衛大綱、閣議決定による集団

的自衛権行使容認など一連の現政権による軍事大国化政策及び社会保障の削減・弱体化、格差貧困を増大させる経済政策等と軌を一にする危険な策動と言わなければならない。

当部会は、このような基本的人権を侵害し憲法的価値の破壊をもたらす刑事法の改正には断固反対であり、ここに改めて反対の意思を表明し、今後の立法化を阻止するためのあらゆる運動を展開していくことを決意するものである。

二〇一四年一〇月三日

青年法律家協会弁護士学者合同部会
議長 原 和 良

編集後記

▼日々のニュースを見て思う。エボラ出血熱の惨状。先進諸国と大きくかけ離れた医療制度の不備が事態を深刻にしているようだ。グ

ローバル化の時代に、これは南北格差の典型ではないか。▼マラさんのノーベル平和賞受賞。それ自体は世界の子どもの教育を受ける権利の前進にとって喜ばしいこと。しかしこれも、南

北格差の一つの現れ方なのではないか。▼そしてイスラム国。簡単に論評できない要素が多いが、それにしても、これも南北対立が横断的にグローバル化した構造なのではないだろうか。▼そのような事態に対して、空爆で対応することの持つ意味を考えると、恐ろしくなる。そこに集団的自衛権。これは偶然なのか、関連しているのか。

（米倉 勉）

青法協メーリングリストへの登録を呼びかけます

青法協ネットは、登録していただいた方に、青法協の活動内容などをお知らせするとともに、憲法・司法・人権課題など、自由にご意見・ご要望、各支部・会員の活動などをお送りいただき、活動に反映させるために立ち上げたものです。

登録希望の方は、事務局 (bengaku@seihokyo.jp)

まで、アドレスをお送り下さい。